

Ⅱ 業務実績

1 計量関係事業の登録(届出)及び指定

計量法（平成4年法律第51号、以下「法」という。）は、適正な計量の実施を確保するため、計量関係事業者に対し、必要な規制を定めている。

(1) 特定計量器製造・修理事業の届出

特定計量器の製造・修理の事業を行う者は、法令の定められた事業の区分に従い、電気計器に係る事業は経済産業大臣、電気計器以外の事業は、製造事業では都道府県知事を経由して経済産業大臣に、修理事業は都道府県知事に届出なければならない。また、届出事項に変更が生じたときも遅滞なく届出をしなければならない。

届出製造業事業者及び届出修理事業者数並びに届出件数

区分 計量器の種類	製造事業					修理事業							
	27年度末		28年度処理件数			28年度末	27年度末		28年度処理件数			28年度末	
	現在		新規	変更	廃止	現在	現在	新規	変更	廃止	現在		
タクシーメーター	-		-	-	-	-	6	-	2	-	6		
質量計第1類	1		-	1	-	1	4	-	1	-	4		
質量計第2類	2		-	1	-	2	2	-	-	-	2		
分銅等	1		-	1	-	1	-	-	-	-	-		
自重計	-		-	-	-	-	10	-	2	-	10		
自動車等給油メーター	2		-	-	-	2	2	-	-	-	2		
大型車載燃料油メーター	1		-	-	-	1	2	-	-	-	2		
小型車載燃料油メーター	2		-	-	-	2	2	-	1	-	2		
定置燃料油メーター等	2		-	-	-	2	2	-	1	-	2		
液化石油ガスメーター	1		-	-	-	1	-	-	-	-	-		
圧力計第1類	1		-	1	-	1	1	-	-	-	1		
圧力計第2類	1		-	1	-	1	1	-	-	-	1		
血圧計第1類	-		-	-	-	-	2	-	-	1	1		
血圧計第2類	-		-	-	-	-	1	-	-	1	-		
濃度計第1類	-		-	-	-	-	3	-	1	-	3		
濃度計第2類	-		-	-	-	-	3	-	1	-	3		
濃度計第3類	-		-	-	-	-	3	-	1	-	3		
合計	(5)	14	-	5	-	(5)	(29)	44	-	10	2	(28)	42

() は実数

(2) 特定計量器販売事業の届出

特定計量器のうち、質量計の販売事業を行う者は、知事に届出なければならない。

質量計………非自動はかり（分銅及びおもりを含む。）

販売事業の届出件数

平成27年度末 事業者数	平成28年度処理件数			平成28年度末 事業者数
	新規	変更	廃止	
238	2	18	2	238

届出販売事業者の地域別明細

地域	事業者数	平成28年度件数	
		新規	廃止
金沢市	71	-	-
七尾市	5	-	-
小松市	9	-	-
輪島市	6	-	-
珠洲市	4	-	-
加賀市	11	-	-
羽咋市	5	-	-
白山市	9	-	-
かほく市	2	-	-
能美市	8	-	-
野々市市	5	-	-
川北町	-	-	-
津幡町	4	-	-
内灘町	-	-	-
志賀町	7	-	-
宝達志水町	-	-	-
中能登町	2	-	-
穴水町	1	-	-
能登町	3	-	-
県外	86	2	2
合計	238	2	2

(3) 計量証明事業の登録

計量証明の事業にあつては、質量・体積・濃度・音圧レベル及び振動加速度レベル等の計量の証明を行う者は、その事業の区分に従い、事業所ごとに知事の登録を受けなければならない。

計量証明事業の登録件数

区分		平成28年度処理件数						平成28年度末における	
		新規	変更	訂正	再交付	謄本	廃止	登録事業所数	
一般	質量	-	11	-	-	-	-	47	
	体積	-	-	-	-	-	-	2	
環境	濃度	2	12	-	-	2	-	16	
	音圧	-	10	1	-	2	-	8	
	振動加速度	-	10	1	-	2	-	8	
	特定濃度	-	1	-	-	-	-	1	
合計		2	44	2	-	6	-	(66)	82

() は実数

(4) 計量士の登録

計量士は、計量器の検査や計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者であり、計量士になろうとする者は、計量士の区分に従い、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

計量士の登録件数

区分		平成28年度処理件数			平成28年度末における登録者数 (本県を經由し登録申請を行った者)
		登録	再交付	変更	
一般		1	-	-	45
環境	濃度	5	-	-	128
	騒音・振動	1	-	-	50
合計		7	-	-	223

(5) 代検査業務の届出

計量士は、法第25条及び第120条に基づき、知事が行う計量器の定期検査及び計量証明検査に代わる検査（代検査）を業務とすることができる。この業務を行おうとする計量士は、検査区域を所轄する知事に届け出なければならない。

代検査業務の届出計量士と平成28年度代検査台数

氏名	住所	定期検査	計量証明検査
細川 憲次	金沢市米泉町7-69-3	2,237	-
細川 潔	〃	30	18
増山 祐二	富山県富山市新庄町1-3-11（富山衡器株）	53	3
新村 清昭	〃 富山市五艘1099	54	-
多田 勢津子	〃 高岡市宮田町9-16（第一物産株）	18	4
生地 浩一	〃 高岡市宮田町9-16（第一物産株）	-	-
林 義人	〃 高岡市福岡町上野93（高岡計量システム）	3	-
塩崎 吉康	〃 高岡市木舟町67	134	-
松井 皇篤	〃 安田町6-13（株システック牛島）	-	-
合計	9名	2,529	25

(6) 適正計量管理事業所の指定

事業所の自主的な計量管理の推進を図ることを目的に、計量器の検査ができる設備とその資格を有する計量士を置くことにより、適正計量管理事業所の指定を受けることができる。指定は、経済産業大臣の権限となっているが、国の事業所に係るもの以外は知事に委任されている。

適正計量管理事業所の指定件数

区分	平成28年度処理件数				平成28年度末における指定件数	
	新規	指定検査	変更	廃止	事業者数	事業所数
大臣指定	-	-	-	-	-	-
知事指定	1	-	29	2	6	378
合計	1	-	29	2	6	378

2 検定・装置検査

社会に供給されるすべての計量器は、適正な計量の実施を確保する上で、十分な性能及び機構を有することが必要である。計量法では、これら計量器のうち主に取引又は証明に使用されることが多い計量器を「特定計量器」と定め、検定証印等（検定証印又は基準適合証印）が付されているものでなければ、取引又は証明に使用することができない。

検定は、特定計量器の区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事及び指定検定機関で実施しているが、そのうち一般に使用されている特定計量器については、都道府県知事（計量検定所）が行っている。

また、タクシーメーターについては、検定の他に装置検査（実際にタクシーに取り付けた状態での検査）を行い、合格したものには装置検査証印が付される。

なお、基準適合証印とは、届出製造事業者で製造する特定計量器の製造・品質管理方法が適正であると認められ、経済産業大臣から指定製造事業の指定を受けた場合に、その特定計量器に付することができる証印である。

検定証印



装置検査証印



基準適合証印



平成28年度検定実績

特定計量器の種類		検定個数	不合格		検定場所別個数	
			個数	率 (%)	所内	所在
長さ計	タクシーメーター（装置検査）	2,148	19	0.9	1,774	374
質量計	はかり	18	-	-	14	4
	分銅類	-	-	-	-	-
	小計	18	-	-	14	4
体積計	燃料油メーター	994	-	-	-	994
	液化石油ガスメーター	9	-	-	-	9
	小計	1,003	-	-	-	1,003
圧力計	アネロイド型圧力計	250	1	0.4	250	-
血圧計	アネロイド型血圧計	17	-	-	17	-
合計		3,436	20	0.6	2,055	1,381

平成28年度検定個数（機種別内訳）

特定計量器の器種別内訳		製造		修理又は使用中		合計		
		検定個数	不合格個数	検定個数	不合格個数	検定個数	不合格個数	
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	-	-	2,148	19	2,148	19	
質量計	電気式はかり(1t以上)	3	-	2	-	5	-	
	電気式はかり(1t未満)	-	-	13	-	13	-	
	小計	3	-	15	-	18	-	
体積計	燃料油メーター	自動車等給油メーター	-	-	856	-	856	-
		小型車載燃料油メーター	-	-	99	-	99	-
		大型車載燃料油メーター	-	-	38	-	38	-
		簡易燃料油メーター	-	-	1	-	1	-
		定置燃料油メーター	-	-	-	-	-	-
	液化石油ガスメーター	-	-	9	-	9	-	
	小計	-	-	1,003	-	1,003	-	
圧力計	アネロイド型圧力計	-	-	250	1	250	1	
血圧計	アネロイド型血圧計	-	-	17	-	17	-	
合計		3	-	3,433	20	3,436	20	

検定実績の推移（過去4年間）

（単位：個）

特定計量器の種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
タクシーメーター(装置検査)	2,281	2,129	2,161	2,148
質量計	16	19	12	18
燃料油メーター	694	906	997	994
液化石油ガスメーター	9	10	9	9
アネロイド型圧力計	246	244	238	250
アネロイド型血圧計	75	6	26	17
合計	3,321	3,314	3,443	3,436

（参考）「検定の有効期間」

検定の有効期間が定められている特定計量器の主なものは、次のとおりである。

特定計量器の種類	有効期間	特定計量器の種類	有効期間
タクシーメーター(装置検査)	1年	ガスメーター	10年 (一部7年)
水道メーター	8年	濃度計(pH計検出器)	2年
温水メーター	8年	濃度計(pH計指示器)	6年
燃料油メーター (自動車等給油メーター) (上記以外のもの)	7年 5年	濃度計 (pH計検出器又は指示計及び 酒精度浮ひょう以外のもの)	8年
液化石油ガスメーター	4年	騒音計	5年
電力量計	10年(一部 7年,5年)	振動レベル計	6年

3 基準器検査

基準器は、特定計量器の検定・検査に際しての基準として用いられているだけでなく、特定計量器の製造、修理事業者及び適正計量管理事業所として指定を受ける場合等に製品及び計量器の管理に必要な設備として法により義務づけられており、また、高い精度を保持するため、基準器の種類ごとに検査の有効期間が定められている。

基準器検査は、基準器の区分に従い経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が実施するが、都道府県知事は、タクシメーター装置検査用基準器、基準はかり及び基準分銅と基準タンクの一部について行っている。

なお、基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印を付すとともに基準器検査成績書を交付する。

基準器検査証印



平成28年度基準器検査実績

基準器の種類	検査件数	検査個数	不合格個数
タクシメーター装置検査用基準器	1	1	-
基準台手動はかり	-	-	-
一級基準分銅	1	40	-
二級基準分銅	3	73	-
三級基準分銅	5	113	-
液体メーター用基準タンク	2	2	-
合計	12	229	-

基準器検査実績の推移（過去4年間）

（単位：個）

基準器の種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
タクシーメーター装置検査用基準器	2	-	7	1
基準台手動はかり	-	-	1	-
一級基準分銅	-	72	105	40
二級基準分銅	10	282	174	73
三級基準分銅	99	100	132	113
液体メーター用基準タンク	5	9	4	2
合計	116	463	423	229

（参考）「基準器検査の有効期間」

都道府県知事（計量検定所）が検査を行う基準器

基準器の種類	有効期間	
タクシーメーター装置検査用基準器	4年	
ひょう量が2t以下の基準手動天びん又は基準直示天びんであって、目量又は感量がひょう量の4,000分の1以上のもの	3年	
ひょう量が5t以下の基準台手動はかりであって、目量又は感量がひょう量の20,000分の1以上のもの	3年	
一級基準分銅、二級基準分銅及び三級基準分銅	鋳鉄製又は軟鋼製	1年
	上記以外	5年
基準ガスメーター（一回転20L以下の湿式のもの）	2年	
液体メーター用基準タンク（1,000L未満で水道メーター、温水メーターの検査に用いるもの）	ステンレス製以外	5年
	ステンレス製	8年
液体メーター用基準タンク（25L以下で燃料油メーターの検査に用いるもの）	5年	

4 定期検査

(1) 計量器の定期検査

定期検査は、法第19条に基づいて行われるもので、質量計を取引又は証明上における法定計量単位による計量に使用する者は、その質量計について、事業所の所在地を管轄する知事又は特定市町村の長が行う2年に1回の定期検査を受けなければならないと定められている。

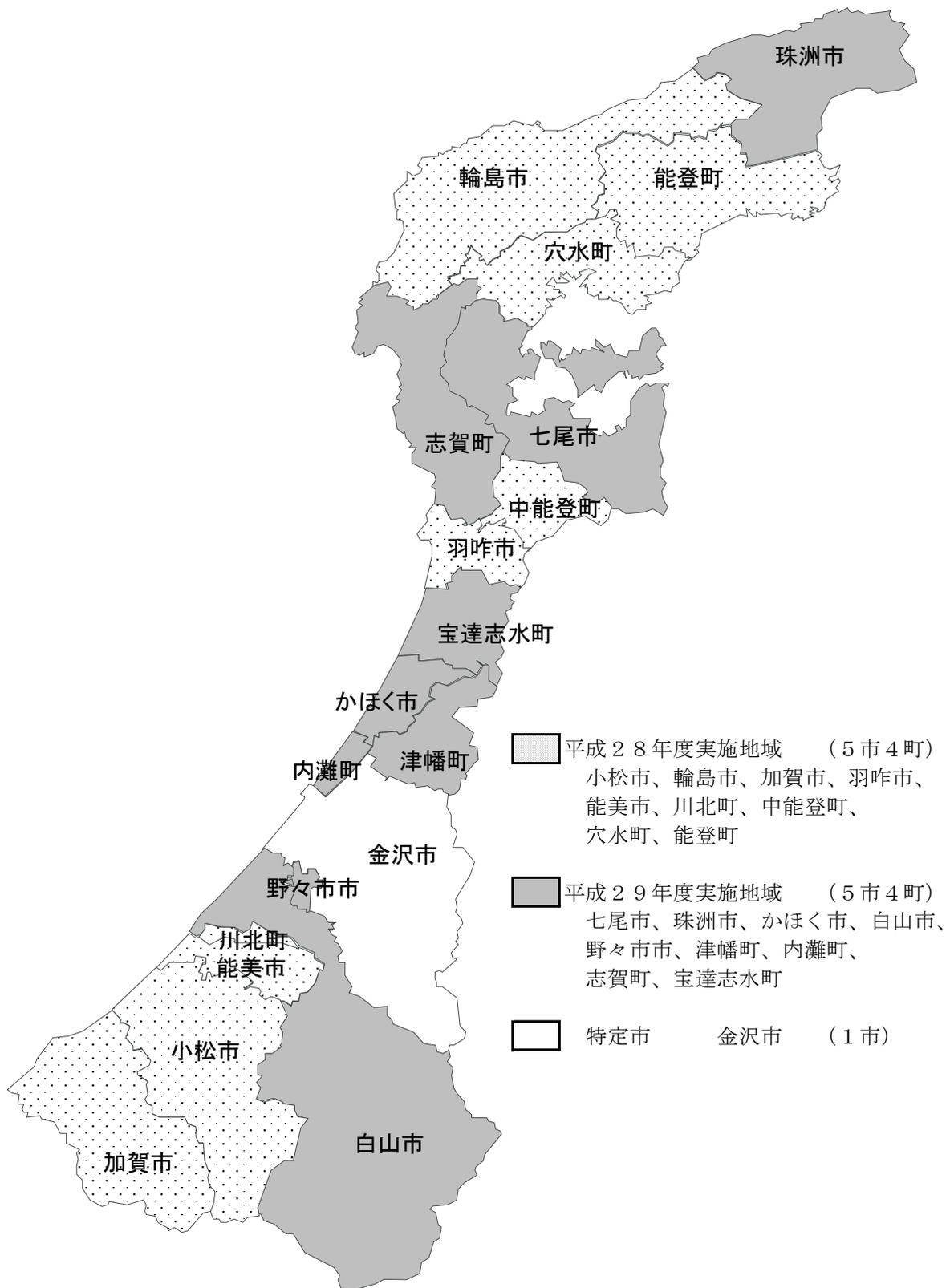
定期検査は、集合検査と所在場所検査（質量計の運搬が困難な場合に、その事業所まで出張して行う検査）があり、平成28年度の集合検査については小松市はじめ5市4町の地域において延べ21日19か所を実施した。

また、検査対象事業者の把握を市町と協力して実施するとともに、代検査制度（定期検査の対象質量計を県に代わって計量士が検査を行う）の活用も行い、検査の徹底を図った。

集合検査実績一覧（地域別）

地域	検査日数	検査会場	検査戸数	検査台数	不合格台数
小松市	4	2	143	182	4
輪島市	4	4	151	212	14
加賀市	4	4	140	184	4
羽咋市	1	1	27	40	2
能美市	2	2	52	74	1
川北町	1	1	11	24	2
中能登町	1	1	22	30	2
穴水町	1	1	28	46	-
能登町	3	3	88	145	4
その他	-	-	7	10	-
計	21	19	669	947	33

定期検査実施地域



定期検査実績（総括）

年度	地域	検査方法	実働 日数	受検 戸数	受検方 法割合 (%)	器 種 別				
						は				
						天びん	棒はかり	等比皿 手動は かり	不等比 皿手動 はかり	台手動 はかり
24年度	5市 4町	集合検査	21	730	49.5	-	2	3	39	94
		所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
		計量士による検査	-	746	50.5	-	-	2	3	91
		計	21	1,476	100.0	-	2	5	42	185
25年度	5市 4町	集合検査	21	601	46.7	-	3	2	31	75
		所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
		計量士による検査	-	687	53.3	-	-	5	6	133
		計	21	1,288	100.0	-	3	7	37	208
26年度	5市 4町	集合検査	21	676	47.0	-	1	-	39	83
		所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
		計量士による検査	-	763	53.0	-	-	3	2	86
		計	21	1,439	100.0	-	1	3	41	169
27年度	5市 4町	集合検査	21	531	41.8	-	2	1	28	68
		所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
		計量士による検査	-	740	58.2	-	-	5	6	133
		計	21	1,271	100.0	-	2	6	34	201
28年度	5市 4町	集合検査	21	669	45.7	-	-	-	30	80
		所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
		計量士による検査	-	794	54.3	-	-	2	3	89
		計	21	1,463	100.0	-	-	2	33	169

受 検 器 物 数												総計		
か							り				分銅・おもり			
直線目盛付指示はかり	ばね式指示はかり	手動指示併用はかり	その他機械式はかり	電気式はかり	小計	不合格台数	不合格率(%)	分銅	定量増おもり	定量おもり	小計			
8	561	24	-	273	1,004	2	0.2	135	655	2	792	1,796		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	703	38	2	1,459	2,298	5	0.2	200	460	-	660	2,958		
8	1,264	62	2	1,732	3,302	7	0.2	335	1,115	2	1,452	4,754		
-	562	15	1	264	953	6	0.6	70	530	3	603	1,556		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
54	749	27	2	1,874	2,850	3	0.1	155	685	-	840	3,690		
54	1,311	42	3	2,138	3,803	9	0.2	225	1,215	3	1,443	5,246		
8	512	19	-	273	935	5	0.5	85	600	1	686	1,621		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	687	31	1	1,648	2,458	11	0.4	155	445	-	600	3,058		
8	1,199	50	1	1,921	3,393	16	0.5	240	1,045	1	1,286	4,679		
-	454	12	-	255	820	15	1.8	50	480	2	532	1,352		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
53	800	20	1	2,087	3,105	30	1.0	130	650	-	780	3,885		
53	1,254	32	1	2,342	3,925	45	1.1	180	1,130	2	1,312	5,237		
5	510	13	-	309	947	33	3.5	55	540	-	595	1,542		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	621	31	1	1,782	2,529	12	0.5	160	450	-	610	3,139		
5	1,131	44	1	2,091	3,476	45	1.3	215	990	-	1,205	4,681		

平成28年度定期検査実績

市町名	検査方法	実働日数	受検戸数	受検方法割合(%)	器 種 別				
					は				
					天びん	棒はかり	等比皿 手動はかり	不等比 皿手動はかり	台手動 はかり
小松市	集合検査	4	143	34.1	-	-	-	13	24
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	276	65.9	-	-	1	1	27
	計	4	419	100.0	-	-	1	14	51
輪島市	集合検査	4	151	72.9	-	-	-	6	11
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	56	27.1	-	-	-	1	8
	計	4	207	100.0	-	-	-	7	19
加賀市	集合検査	4	140	46.5	-	-	-	6	4
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	161	53.5	-	-	-	-	13
	計	4	301	100.0	-	-	-	6	17
羽咋市	集合検査	1	27	29.3	-	-	-	1	2
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	65	70.7	-	-	1	1	10
	計	1	92	100.0	-	-	1	2	12
能美市	集合検査	2	52	36.1	-	-	-	2	5
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	92	63.9	-	-	-	-	4
	計	2	144	100.0	-	-	-	2	9
市部計	集合検査	15	513	44.1	-	-	-	28	46
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	650	55.9	-	-	2	3	62
	計	15	1,163	100.0	-	-	2	31	108

受 検 器 物 数												総計			
か						り							分銅・おもり		
直線目盛付指示はかり	ばね式指示はかり	手動指示併用はかり	その他機械式はかり	電気式はかり	小計	不合格台数	不合格率(%)	分銅	定量増おもり	定量おもり	小計				
-	104	1	-	40	182	4	2.2	5	185	-	190	372			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	273	11	1	637	951	6	0.6	60	135	-	195	1,146			
-	377	12	1	677	1,133	10	0.9	65	320	-	385	1,518			
2	138	1	-	54	212	14	6.6	5	85	-	90	302			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	19	3	-	122	153	-	0.0	15	45	-	60	213			
2	157	4	-	176	365	14	3.8	20	130	-	150	515			
2	112	6	-	54	184	4	2.2	25	50	-	75	259			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	99	7	-	286	405	1	0.2	30	65	-	95	500			
2	211	13	-	340	589	5	0.8	55	115	-	170	759			
-	19	1	-	17	40	2	5.0	5	15	-	20	60			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	37	2	-	117	168	-	0.0	20	50	-	70	238			
-	56	3	-	134	208	2	1.0	25	65	-	90	298			
-	40	3	-	24	74	1	1.4	10	35	-	45	119			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	100	4	-	247	355	1	0.3	20	20	-	40	395			
-	140	7	-	271	429	2	0.5	30	55	-	85	514			
4	413	12	-	189	692	25	3.6	50	370	-	420	1,112			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	528	27	1	1,409	2,032	8	0.4	145	315	-	460	2,492			
4	941	39	1	1,598	2,724	33	1.2	195	685	-	880	3,604			

市町名	検査方法	実働日数	受検戸数	受検方法割合(%)	器 種 別				
					は				
					天びん	棒はかり	等比皿 手動はかり	不等比 皿手動はかり	台手動 はかり
川北町	集合検査	1	11	42.3	-	-	-	-	-
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	15	57.7	-	-	-	-	2
	計	1	26	100.0	-	-	-	-	2
中能登町	集合検査	1	22	37.3	-	-	-	1	3
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	37	62.7	-	-	-	-	8
	計	1	59	100.0	-	-	-	1	11
穴水町	集合検査	1	28	62.2	-	-	-	-	9
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	17	37.8	-	-	-	-	-
	計	1	45	100.0	-	-	-	-	9
能登町	集合検査	3	88	65.7	-	-	-	1	21
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	46	34.3	-	-	-	-	4
	計	3	134	100.0	-	-	-	1	25
郡部計	集合検査	6	149	56.4	-	-	-	2	33
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	115	43.6	-	-	-	-	14
	計	6	264	100.0	-	-	-	2	47
その他の市町	集合検査	-	7	19.4	-	-	-	-	1
	所在場所検査	-	-	-	-	-	-	-	-
	計量士による検査	-	29	80.6	-	-	-	-	13
	計	-	36	100.0	-	-	-	-	14

受 検 器 物 数												総計		
か						り							分銅・おもり	
直線目盛付指示はかり	ばね式指示はかり	手動指示併用はかり	その他機械式はかり	電気式はかり	小計	不合格台数	不合格率(%)	分銅	定量増おもり	定量おもり	小計			
-	8	-	-	16	24	2	8.3	-	-	-	-	24		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	6	-	-	46	54	-	0.0	-	10	-	10	64		
-	14	-	-	62	78	2	2.6	-	10	-	10	88		
1	14	-	-	11	30	2	6.7	-	20	-	20	50		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	28	2	-	55	93	-	0.0	10	40	-	50	143		
1	42	2	-	66	123	2	1.6	10	60	-	70	193		
-	17	-	-	20	46	-	0.0	-	45	-	45	91		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	9	-	-	62	71	-	-	-	-	-	-	71		
-	26	-	-	82	117	-	0.0	-	45	-	45	162		
-	57	1	-	65	145	4	2.8	5	100	-	105	250		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	46	2	-	105	157	4	2.5	5	20	-	25	182		
-	103	3	-	170	302	8	2.6	10	120	-	130	432		
1	96	1	-	112	245	8	3.3	5	165	-	170	415		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	89	4	-	268	375	4	1.1	15	70	-	85	460		
1	185	5	-	380	620	12	1.9	20	235	-	255	875		
-	1	-	-	8	10	-	-	-	5	-	5	15		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	4	-	-	105	122	-	-	-	65	-	65	187		
-	5	-	-	113	132	-	-	-	70	-	70	202		

平成 28 年度定期検査実績（ひょう量別）

器種	ひょう量	受検台数			
		集合検査	所在検査	計量士による検査	計
振子式指示はかり	0～100kg	-	-	1	1
等比皿手動はかり	0～100kg	-	-	2	2
不等比皿手動はかり	0～100kg	30	-	3	33
台手動はかり	0～100kg	50	-	29	79
	101～250kg	27	-	38	65
	251～500kg	1	-	2	3
	501kg～1t	-	-	8	8
	1～2t	-	-	10	10
台手動はかり（無錘）	101～250kg	2	-	-	2
	1～2t	-	-	1	1
	30～40t	-	-	1	1
直線目盛付き指示はかり	0～100kg	5	-	-	5
ばね式指示はかり	0～100kg	507	-	581	1,088
	101～250kg	3	-	39	42
	251～500kg	-	-	1	1
手動指示併用はかり	0～100kg	11	-	28	39
手動指示併用はかり（無錘）	0～100kg	2	-	3	5
電気式はかり	0～100kg	241	-	1,302	1,543
	101～250kg	66	-	356	422
	251～500kg	2	-	18	20
	501kg～1t	-	-	2	2
	1～2t	-	-	27	27
	2～5t	-	-	2	2
	5～10t	-	-	18	18
	10～20t	-	-	6	6
	20～30t	-	-	9	9
	30～40t	-	-	34	34
	40～50t	-	-	7	7
	50t超	-	-	1	1
合計		947	-	2,529	3,476

(2) 計量証明事業用計量器の検査

計量証明事業で使用する計量器は、法第116条に基づき、検査を受けなければならないと定められ、非自動はかりの場合検査を受けるべき期間は、2年に1回となっている。

平成28年度、県内の一般計量証明事業に使用しているはかり（車両用はかり（トラックスケール））は、計量士による代検査を受けているため、県は実施していない。

計量証明事業用非自動はかりの検査実績（市町別）

年度	市町	検査戸数	検査台数（ひょう量別）					計
			20 t以下	30 t以下	40 t以下	50 t以下	50 t超	
平成27年度	金沢市	3	-	-	2	-	1	3
	七尾市	3	1	-	1	1	1	4
	かほく市	2	1	-	1	-	-	2
	白山市	6	-	-	3	-	3	6
	野々市市	1	-	-	-	4	-	4
	内灘町	1	-	-	-	1	-	1
	中能登町	1	-	-	1	-	-	1
	能登町	1	-	-	1	-	-	1
	小計	18	2	-	9	6	5	22
平成28年度	金沢市	10	2	-	8	2	1	13
	七尾市	1	-	-	1	-	-	1
	小松市	6	-	1	2	2	1	6
	羽咋市	1	-	-	1	-	-	1
	能美市	3	-	-	1	1	1	3
	川北町	1	-	-	1	-	-	1
	小計	22	2	1	14	5	3	25
合計	40	4	1	23	11	8	47	

計量証明事業用非自動はかりの検査台数（器種別）

器種	平成27年度	平成28年度	計
台手動はかり	-	-	-
電気式はかり	22	25	47
合計	22	25	47

5 立入検査

立入検査は、法第148条に基づき適正な計量の実施を確保するために行うもので、商品量目、特定計量器及び適正計量管理事業所等における計量管理状況について行っている。検査の結果、量目不足や不良計量器の使用等があったときは、直ちに改善させるとともに、厳重注意の上、適正な自己管理を行うよう指導している。

(1) 商品量目

商品量目の過不足は直接一般消費者に影響するため、毎年取締を実施しているが平成28年度も中元・年末年始の繁忙期に食品スーパーマーケットに対し、金沢市を除く県下全域にわたり取締を実施し、不正計量の防止に努めた。

検査の結果、故意に量目をごまかし不当な利益を得ようとする悪質なものはなかったが、相変わらず量目不足の商品が多く見受けられた。

また、密封商品で量目不足のあった商品については、別途、当該食品製造事業者に対し立入検査を実施した。

量目不足の主な原因としては、商品包装の際の風袋量軽視によるものや、電気式はかりの取り扱い方法の不慣れ、その他計量に対する認識不足等が考えられる。

不正があった事業所については、指導及び改善勧告を行い、引き続き監視することとしている。

商品量目立入検査実績（総括）

実施時期	検査日数	検査人員	検査戸数	不正戸数	不正戸数率(%)	指導書交付数	勧告書交付数	検査品数	不正品数	不正品数率(%)	備考
前期	3	9	6	2	33.3	2	-	300	56	18.7	注1
後期	3	9	6	1	16.7	1	-	322	24	7.5	注2
合計	6	18	12	3	25.0	3	-	622	80	12.9	

注1（前期：中元期） 検査地区：輪島市、羽咋市、内灘町、宝達志水町、穴水町（2市3町）

注2（後期：年末年始期） 検査地区：輪島市、加賀市、白山市、宝達志水町（3市1町）

商品量目立入検査実績（総括）

項目 商品分類	検査戸数	不正戸数	不正戸数率 (%)	検査品数	不正品数		不正品数率 (%)	
					過量	不足	過量	不足
食 肉	12	1	8.3	120	-	5	-	4.2
食 肉 の 加 工 品	2	-	-	15	-	-	-	0.0
魚 介 類	12	3	25.0	114	-	14	-	12.3
魚 介 類 の 加 工 品	7	3	42.9	40	-	14	-	35.0
野 菜	11	6	54.5	114	-	22	-	19.3
野 菜 の 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-
農 産 物 の 漬 物	-	-	-	-	-	-	-	-
果 実	1	-	-	5	-	-	-	0.0
果 実 の 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-
調 理 食 品	-	-	-	-	-	-	-	-
つ く だ に	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 調 理 食 品	12	2	16.7	142	-	14	-	9.9
茶 類	1	-	-	5	-	-	-	0.0
菓 子 類	4	1	25.0	32	-	4	-	12.5
精 米 及 び 精 麦	-	-	-	-	-	-	-	-
穀 類	-	-	-	-	-	-	-	-
穀 類 の 加 工 品	1	-	-	5	-	-	-	0.0
め ん 類	-	-	-	-	-	-	-	-
調 味 料 類	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 食 品	5	2	40.0	30	-	7	-	23.3
合 計	(12) 68	(3) 18	(25.0) 26.5	622	-	80	-	12.9

() は実数

(2) 特定計量器

消費者に関係の深い質量計、タクシーメーター、燃料油メーター、水道メーター、ガスメーター及び電気メーターについて事業所に立入し、定期検査受検の有無・検定有効期限の確認・封印の欠損・計量器管理台帳の整備等について検査を行っており、平成28年度は燃料油メーター、水道メーター、ガスメーター及び電気メーターの立入検査を実施した。

なお、不合格のものは事業者に対して指導及び改善勧告を行うとともに、改善報告の提出を求め、適正な計量の確保に努めた。

ア 燃料油メーター

実施期間 平成28年5月10日・12日 平成29年3月16日・23日 4日間(1日間)
 検査人員 延べ9人(2人)
 実施地域 県下全域 8市5町(1市) ()は外数で金沢市分

燃料油メーターの立入検査実績

(総合結果)

検査事業所数	検査台数	不正事業所数	不正台数	不正理由
27	334	8 (29.6 %)	24 (7.2 %)	検定有効期限経過
(1)	(2)	(1) (100.0 %)	(1) (50.0 %)	

下段 () は外数で金沢市分

(地域別結果)

地域	事業所数	検査台数	不正事業所数	不正台数
金沢市	(1)	(2)	(1)	(1)
七尾市	2	6	-	-
小松市	5	43	3	7
輪島市	3	48	2	2
珠洲市	-	-	-	-
加賀市	6	98	2	9
羽咋市	-	-	-	-
白山市	1	34	-	-
かほく市	1	22	1	6
能美市	2	31	-	-
野々市市	1	18	-	-
川北町	-	-	-	-
津幡町	1	1	-	-
内灘町	1	14	-	-
宝達志水町	1	6	-	-
中能登町	1	12	-	-
穴水町	-	-	-	-
能登町	2	1	-	-
合計	(1) 27	(2) 334	(1) 8	(1) 24

() は外数で金沢市分

イ ガスメーター

実施期間 平成29年2月7日・14日・16日 (3日間)
 検査人員 延べ6人
 実施地域 小松市、白山市、能美市(3市)

ガスメーターの立入検査実績

検査事業所数	検査台数	不正事業所数	不正台数	不正理由
9	19,981	1 (11.1%)	1 (0.01%)	検定有効期限経過

※ 検査台数・不正台数は、台帳及び現地で確認した数である。

ウ 水道メーター

実施期間 平成28年11月8日～11日 (4日間)
 検査人員 延べ13人
 実施地域 七尾市、加賀市、津幡町、内灘町、宝達志水町、能登町(2市4町)

水道メーターの立入検査実績

検査事業所数	検査台数	不正事業所数	不正台数	不正理由
6	85,852	4 (66.7%)	1,866 (2.2%)	検定有効期限経過

※ 検査台数・不正台数は、台帳及び現地で確認した数である。

エ 電気メーター

実施期間 平成29年3月9日・14日 (2日間)
 検査人員 延べ4人
 実施地域 小松市、加賀市、白山市、かほく市、能美市、野々市市、津幡町(6市1町)

電気メーターの立入検査実績

検査事業所数	検査台数	不正事業所数	不正台数	不正理由
12	45	3 (25.0%)	4 (8.9%)	検定有効期限経過

※ 検査台数・不正台数は、台帳及び現地で確認した数である。

(3) 計量関係事業者

一般計量証明事業者、環境計量証明事業者、特定計量器製造・修理事業者及び適正計量管理事業者について、それぞれの事業所における計量士あるいは主任計量者等の有資格者の配置状況、特定計量器の検定・検査の実施状況、事業規程の遵守状況、各種届け等の事務処理状況について立入検査を実施し、各々適正計量に係る指導を行った。

ア 一般計量証明事業者

実施日数（延べ）	3 日間
実施事業所数	10 事業所
検査人員（延べ）	6 人
立入内容	登録内容の確認、計量器の取り扱い状況等

イ 環境計量証明事業者

実施日数（延べ）	4 日間
実施事業所数	5 事業所
検査人員（延べ）	9 人
立入内容	登録内容の確認、計量証明設備の管理状況、検査方法の妥当性等

ウ 特定計量器製造・修理事業者

実施日数（延べ）	4 日間
実施事業所数	6 事業所
検査人員（延べ）	8 人
立入内容	登録内容の確認、検査設備の管理状況等

エ 適正計量管理事業者

実施日数（延べ）	3 日間
実施事業所数	7 事業所
検査人員（延べ）	7 人
立入内容	登録内容の確認、担当計量士の管理状況等

6 計量思想の普及

(1) ホームページの公開

平成15年1月からホームページを開設し、業務内容・定期検査日程等を紹介している。

(参考) 石川県計量検定所のホームページ

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/keiryo/>

(2) 計量記念日事業

適正な計量を確保し、県民生活の向上に寄与するため、毎年11月1日の計量記念日を中心に記念事業を実施し、計量思想の普及・啓発を図った。

場所		日時	内容
金沢市	近江町交流プラザ	平成28年10月16日 (日)	計量クイズ 啓発パネル展示 啓発パンフレットの配布 電力量計子メーターの検定受検PR 等
小松市	どんどん祭り 小松市三日市商店街	平成28年10月9日 (日)	商品試買調査 キャンディ掴み取り 健康チェック (血圧測定) 啓発チラシの配布 等

○ 記念事業実施機関

石川県計量検定所、金沢市人権女性政策推進課、小松市商工労働課、
石川県計量協会、日本電気計器検定所

7 計量関係機関等との連携

(1) 連絡会の開催

計量関係機関等との連絡提携を緊密にし、計量行政の統一と円滑な運営を図るため、連絡会を開催した。

会議名	開催日	場所	出席者
定期検査担当者会議	平成28年4月14日	石川県庁会議室	平成28年度 定期検査対象市町担当者
特定市との協議会	平成28年4月21日	石川県計量検定所	金沢市人権女性政策推進課

(2) 講習会の開催及び資格試験の実施

計量思想の啓発及び計量管理、計量技術の向上を図るため、講習会及び資格試験を実施した。

講習会名等	開催日	場所	参加者
主任計量者再講習会	平成28年8月23日	石川県地場産業 振興センター	一般計量証明事業者 15名
主任計量者資格取得講習会	平成29年2月23日	〃	一般計量証明事業者 8名
主任計量者資格試験	平成29年2月23日	〃	一般計量証明事業者 8名

8 計量関連情報の収集

下記の会議及び研修に参加し、各種情報の交換並びに収集を行い、行政推進の円滑化を図った。

会議等の名称	開催日	開催地
第28回北陸地区証明用電気計器対策委員会	平成28年 5月20日	富山市
東海北陸計量行政協議会総会	5月27日	富山市
平成28年度 都道府県計量行政協議会総会	6月9日	東京都
東海北陸計量行政協議会第1回計量会議	9月29日 ~ 9月30日	金沢市
平成28年度 法令解釈委員会	12月13日	東京都
平成28年度 一般計量特別教習	平成29年 1月23日 ~ 3月17日	つくば市
東海北陸計量行政協議会第2回計量会議	1月27日	津市
平成28年度 電気計器研修会	1月27日	野々市市
全国計量行政会議本会議	2月9日	東京都

9 特定市

計量法で定められた特定市町村は、計量行政に関し市町村の区域内における計量器の定期検査、その他計量にかかる取締、指導を実施するよう規定されており、本県では金沢市（昭和41年4月指定）が特定市に定められている。

金沢市人権女性政策推進課 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
TEL 076-220-2095

10 検定検査用証印及び証票

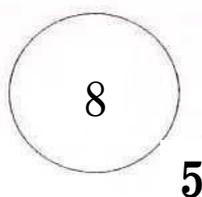
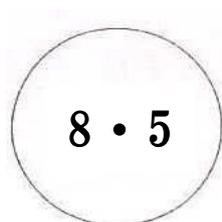
(1) 各種証印



検定証印



装置検査証印
(タクシーメーター)



定期検査済証印
(数字は検査年月を表す)
(8は平成28年・5は5月)



計量証明検査済証印 28.5



基準器検査証印



消印



消印(基準器)



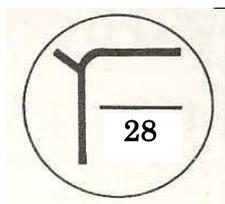
基準適合証印
(指定製造事業者)



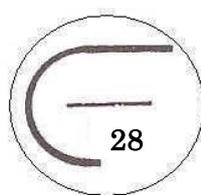
特殊容器の表示



基準適合義務の表示
(家庭用計量器)



修理済表示
(補修又は取替)



修理済表示
(点検)



計量証明事業者の交付
する証明書に付するこ
とができる標章



特定計量証明事業所の交
付する証明書に付するこ
とができる標章
(認定事業者)



適正計量管理事業所の
標識



指定校正機関の交付する
証明書に付する標章



認定事業者の交付する
証明書に付する標章

(2) 各種ステッカー



装置検査済証票 (タクシーメーター)



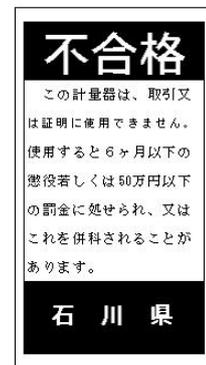
検定済証票
(燃料油メーター
液化石油ガスメーター)



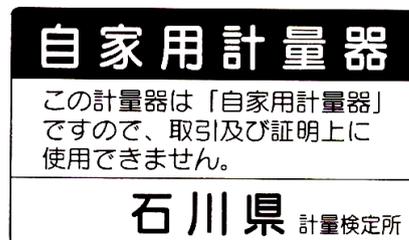
定期検査済証票



検定済証票



不合格票



自家用計量器